

公募公告

次のとおり公募に付します。

令和4年4月26日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
専務理事 浅川 伸

1. 業務概要等

- (1) 件名 ドーピング検査技術研究開発事業に関する研究業務委託（複数年企画）
- (2) 概要 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）がスポーツ庁より委託を受けて実施する『ドーピング検査技術研究開発事業』において、公募要領に則した研究領域の研究を計画、実施、国内外への研究報告等を行うものである。
- (3) 研究領域 各研究目的については別紙参照のこと。
以下の9領域より1領域を選択の上、別紙要領に従い研究計画申請書を作成すること。
 - ① エリスロポエチン(EPO)や赤血球造血に影響を与える物質に関連する研究（新規医薬品やGATA阻害薬等の運動能力及び薬理作用の研究）
 - ② ペプチドホルモン、絨毛性ゴナドトロピン(hCG)やコルチコトロピン類、成長ホルモンおよびそれらの放出因子及びそのマーカーとなる物質の検出技術/定量方法[乾燥血液スポット：Dried Blood Spot (DBS)含む]の開発（特に禁止表国際基準S2.2、S2.2.3の物質）
 - ③ メチルエフェドリン等の興奮作用を有する中枢神経作用薬の検出、薬物動態及び運動パフォーマンスへの影響に関する研究
 - ④ 骨格筋へ作用を有する物質の検出及び薬物動態に関する研究
 - ⑤ 遺伝子ドーピングに関連する核酸医薬品、ベクター等の検出やこれらに関する新規バイオマーカー等の研究
 - ⑥ 人工知能(Artificial Intelligence：AI)技術を利用したアスリート・パフォーマンスレベルの解析を援用したドーピング検出技術の検討
 - ⑦ 国内において汎用される投与経路別に禁止されている物質（ベータ2作用薬、糖質コルチコイド等）の薬物動態研究
 - ⑧ Multi-omics(血液、遺伝子、プロテオーム、メタボローム等のバイオマーカー)解析に基づくアンチ・ドーピングデータ解析・検出法への適用
 - ⑨ 自己血輸血によるドーピングの検出方法の開発
- (4) 研究実施期間 本研究事業の委託期間は、原則として契約締結した日から令和7年2月28日までの3か年（令和6年2月28日までの2か年でも可とする。）
但し、契約締結日はJADAと協議の上決定する。
- (5) 公募対象

- ・上記1.(3)の研究を実施することができ、研究成果が期待される比較的少人数の研究者で行う研究グループ
- ・上記1.(3)の研究を実施することができ、研究成果が期待される法人格を有する団体
- ・現在、公的機関との間で訴訟関係にないこと。
- ・直接公募手続き担当者へ公募説明書の希望を申し出たものに限り応募可能とする。
※同じ研究グループ(研究者の構成が同じグループ)より2題以上の申請は受付けない。
※契約締結時は、研究責任者が所属する組織と当機構にて契約を締結することとする。

2. 公募手続等

(1) 問合せ先

〒112-0002 東京都文京区小石川1-12-14 日本生命小石川ビル4階
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
担当者 管理部 丸林 由記

事業担当者 医療・科学部 鈴木 智^{さとみ}弓、山本 真紀子

Email keiyaku☆playtruejapan.org

☆を@に変更し、送信すること。

TEL 03-5801-0960 管理部直通

(2) 公募説明書の交付期間

公募要領及び関連書類は、本公告の日から令和4年5月12日午後5時まで当機構ホームページ（調達情報）にて交付する。

(3) 公募説明書の内容についての説明会、質問の受付及び回答

- ・公募説明会は実施しない。
- ・質問は、文書により行うものとする。

質問の受付先

上記2.（1）と同じ。

質問の受付期間

令和4年4月27日（水）～令和4年5月18日（水）午後5時まで

(4) 質問に対する回答は、全ての参加希望者宛、文書にて回答する。

(5) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和4年5月24日（火）から令和4年5月30日（月）午後5時まで

上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（1）～（3）の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

3. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

(2) 必要に応じて参加の希望を予定するものに対して資料等の提出を求め、又はヒアリングを行う。

(3) 申請書及び書類の提出した者のうち、公募仕様を満たす者を対象とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 誓約書の提出 応募者は、研究計画申請書提出時に、契約担当（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 専務理事）が指定する暴力団体等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(6) 誓約書の遵守 上記（5）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することをおこなったときは、研究計画申請書は無効とするものとする。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記2.（1）と同じ。

(8) 詳細は公募要領による。